

2022年3月

## 富士カントリー笠間倶楽部研修会会則

1. 本会は『富士カントリー笠間倶楽部研修会』と称する。
2. 本会は会員相互の親睦を図り、ゴルフのマナー・エチケットの向上、ルールの遵守と技術向上に寄与することを目的とする。
3. 本会の入会条件は以下のとおりとする。
  - ① 富士カントリー笠間倶楽部の正会員であること
  - ② 倶楽部HCが13以下であること※なおHCが上記に満たない場合でも、役員会が承認した場合は入会することができるものとする
4. 本会を運営するため、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

会計 2名

監査 2名
5. 会長は総会において選出し、本会を代表し会務を統括する。
6. 副会長及び各委員は、会長が任命し委嘱する。

7. 本会の役員会は、会長が必要に応じて招集し議長となり、会長が不在の時は副会長がこれを代行する。

8. 本会の会期は1月に始まり、12月を期末とし毎年3月に総会を開く。

9. 本会を運営するため、次の会費を徴収する。

(1) 年会費 10,000円

なお、途中入会者の年会費については下記とする。

・6月以前の入会者 10,000円

・7月以降の入会者 5,000円

(2) 競技参加料 1,000円

なお、競技参加料はプレー代に含めて徴収する。

10. 本会の競技は、原則として月1回実施する。

11. 本競技の賞は別紙1のとおりとする。

12. 本競技の成績上位者は関東倶楽部対抗競技の選手となることができる。具体的な選考基準については別紙2による。

13. 会員が次の事項に違反した場合は罰則を与える。

(1) 集合時間に遅刻した者は、その日のスコアに2ストロークのペナルティーを加える。

14. 退会する場合は、会長に退会の意思を申し出ることとする。

15. 会員が次の各項に該当する時は、役員会の議決により除名することができる。

(1)本会の名譽を棄損し、または秩序を乱す行為があったとき

(2)本会の諸規則に違反したとき

(3)年会費を2年間滞納したとき

(4)その他処分を適當とする行為があったとき

16. 本会を除名または退会した者の年会費は、一切返金しない。

17. その他必要な規則は、その都度役員会により定める。

以上

2022年3月

## 研修会賞品規定

### 1. 各月研修会

賞品はボールとし下記の通りとする

表彰			
参加人数	順位	ネットの部	グロスの部
～9人	1位	2	2
	2位	1	1
	3位	1	－
10～19人	1位	2	2
	2位	2	2
	3位	1	1
	4位	1	1
	5位	1	－
	6位	1	－
20人～	1位	2	2
	2位	2	2
	3位	2	1
	4位	1	1
	5位	1	1
	6位	1	－
	7位	1	－
	8位	1	－

※レギュラーティー選択者はネットのみ表彰対象

単位：スリーブ

## 2. その他

各月研修会以外の賞品については別途定める

以上